

北上市虐待対応専門員設置規則の一部を改正する規則

北上市虐待対応専門員設置規則（令和2年北上市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命)</p> <p>第2条 専門員は、<u>市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）</u>に定める資格等に該当する者のうちから市長が任命する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(任命)</p> <p>第2条 専門員は、<u>こども家庭センターガイドライン（こども家庭センターガイドラインについて（令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号通知）に定めるものをいう。）</u>に定める資格等に該当する者のうちから市長が任命する。</p> <p>2・3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。